



平成 30 年度

歳末たすけあい

地域・ボランティア活動助成事業

応募の手引き

## 1 歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成事業とは？

今後の社会生活の環境変化に対応した地域におけるたすけあいの気運の醸成を図るため、歳末たすけあい募金配分金を活用し、支援を必要とする人を支える地域活動の促進を目的とした事業です。

## 2 助成の対象となる活動

団体等が、地域において支援を必要とする子ども、高齢者及び障がい者等の支援を目的に、年末年始特有の特別な仕様により行う支援活動、及び同様の仕様で障がい者施設が行う地域との交流活動等が助成の対象となります。

※ 団体等とは

ボランティア団体やグループ、サロン等の通いの場、自治会、地区PTAなどの地域における活動団体、任意のグループ、子ども食堂運営団体及びそれらが共同した団体。

## 3 事業実施期間

平成30年12月1日（土）から平成31年2月28日（木）までに行われる活動が対象となります。

## 4 助成額

- ① 団体等が行う1事業に対し、3万円を限度に助成します。
- ② 子ども食堂運営団体が行う事業に対し、子ども食堂1か所につき年間1回10万円を限度に助成します。
- ③ 障がい者施設が行う地域との交流活動等に対し、1施設年間1回、基本額3万円に施設実利用者数に千円を乗じた額を加えた額を助成します。

## 5 助成の対象となる経費（対象となるものならないもの）

### (1) 助成の対象となる経費

歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成事業に直接要する経費。

### (2) 助成の対象とならない経費

- ① 事務所等の維持管理に要する経費
- ② 人件費・団体等の構成員への謝礼金
- ③ 商品券・図書券などの金券
- ④ アルコール類

## 6 申請方法

募集期間中に必要な書類を社会福祉協議会に提出してください。

### 【募集期間】

平成30年7月2日（月）～平成30年9月21日（金）

※これ以降は予算の範囲内で受付順に審査・決定を行いますので、ご相談ください。

## 7 申請の手続き

次の書類の提出をお願いします。

- ① 活動助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 活動助成事業収支予算書（様式第2号）

## 8 助成決定と助成金の支払

助成の審査終了後、活動助成金交付決定通知書（様式第3号）をお送りしますので、活動助成金請求書（様式第4号）の提出をお願いします。

なお、助成金は前払いです。

## 9 実績報告

活動終了後、次の書類を提出してください。

- ① 活動助成事業実績報告書（様式第5号）
- ② 活動助成事業収支決算書（様式第6号）
- ③ 活動状況のわかる写真、新聞記事、チラシ等

※ ご提供いただいた写真は広報資料等に使用させていただく場合がございます。

## 10 助成額の返還

助成金受領後に、次のいずれかに該当したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還をお願いします。

- (1) 助成金を使用しなかった、又はその支出額が予算と比べて著しく少なかったとき。
- (2) 助成する目的以外に使用したとき。
- (3) 事業を中止したとき。

## 11 主な事業例

No.	事業内容（例）	助成対象（例）
1	地域のサロン活動に普段参加していない人の外出機会の創出を目的にお楽しみ会を開催する。	・チラシ代 ・会場費・食材料費（アルコール類は対象外） ・余興などの講師謝礼 ・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など） ・活動保険 ※スタッフへの謝礼等は対象外
2	地域の中で、支援を必要としているお宅へ行き、見守り・声かけを兼ねた年末の障子の張替え・電球取り換え・窓ふき・神棚の掃除を行う。	・掃除道具購入費 ・お茶代 ・昼食代（アルコール類は対象外） ・活動保険 ※協力者への謝礼等は対象外

No.	事業内容（例）	助成対象（例）
3	玄関先の雪のけができずに困っているお宅の除雪支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除雪道具購入費</li> <li>・お茶代</li> <li>・昼食代（アルコール類は対象外）</li> <li>・活動保険</li> <li>※協力者への謝礼等は対象外</li> </ul>
4	外出機会の少ない高齢者宅へ見守りを兼ね、有志の会で打った年越しそばを配食する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・材料費</li> <li>・活動保険</li> </ul>
5	子ども達が、なかなか体験することがなくなった伝統行事を、多世代交流も兼ね開催する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場費</li> <li>・食材料費</li> <li>・講師謝礼</li> <li>・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）</li> </ul>
6	子ども食堂が、広く地域に呼び掛けて多世代交流の目的で年末年始の特別な仕様による催しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ代</li> <li>・会場費</li> <li>・食材料費</li> <li>・余興などの講師謝礼</li> <li>・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）</li> </ul>
7	障がい者施設が地域に、案内をしていっしょに年末年始の催し物を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ代</li> <li>・会場費</li> <li>・食材料費（アルコール類は対象外）</li> <li>・余興などの講師謝礼</li> <li>・消耗品費（イベントの材料費、プレゼント代など）</li> </ul>

※ 恒例のまつりや催事の開催費用は対象外です。

## 12 スケジュール

項目		日程	備考
①	応募	平成30年7月2日(月) ～9月21日(金)	提出先 社会福祉協議会
②	審査・交付決定	平成30年10月上旬に助成金交付決定通知書を送付します。	
③	請求書の提出	期日までに請求書をご提出ください。	提出先 社会福祉協議会
④	助成金交付	平成30年10月下旬に助成金を交付します。	
⑤	実績報告書及び事業収支決算書	全ての活動終了後、1か月以内にご提出ください。	提出先 社会福祉協議会

## 13 問合せ・書類提出先

三条市社会福祉協議会 地域福祉係  
 〒955-0823 三条市東本成寺2-1  
 Tel : 0256-33-8511  
 Fax : 0256-33-3004  
 E-mail : [sanjosyakyo-4@sanjo-syakyo.jp](mailto:sanjosyakyo-4@sanjo-syakyo.jp)  
 URL : <http://sanjo-syakyo.jp/>

(宛先) 三条市社会福祉協議会会長

申請者

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 住所 〒 \_\_\_\_\_

三条市 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成金交付申請書

平成 年度歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成金の交付について、  
次のとおり申請します。

記

申請内容

No.	活動名	主な内容	参加見込 人数	実施 予定日
	活動周知の方法 ※該当するものに ○	・チラシ、たより等の配布 ・回覧 ・ポスター ・ホームページ ・広報さんじょう ・コミュニティ FM ・マスコミ ・その他( )		



平成 30 年 7 月 2 日

(宛先) 三条市社会福祉協議会会長

申請者

団体名 地域たすけあいサロン  
 代表者 三条 ふくし 印  
 担当者 三条 ふくし  
 連絡先 住所 〒955-0000  
三条市〇〇町〇—〇  
 電話 〇〇—〇〇〇〇

歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成金交付申請書

平成 30 年度歳末たすけあい地域・ボランティア活動助成金の交付について、次のとおり申請します。

記

申請内容

No.	活動名	主な内容	参加見込人数	実施予定日
1	年越しそば会食会	外出の機会が少なくなった高齢者などをお誘いし、自分たちで打った年越しそばの会食会を行う。また、来られない方へは見守りを兼ね配食する。	50 人	12/28
2	サロン参加のきっかけづくりの新年を祝う昼食会	いきいきサロンへの参加のきっかけづくりを目的に、一緒に余興を見ながら正月料理を食べる会を催す。なお、正月料理の調理にあたっては食生活改善推進委員からご協力いただく。	30 人	1/20
3	玄関先の雪のけ	自力では除雪できない高齢者や障がいをもっている方のお宅の玄関先の除雪作業を行う。	10 人	1~2 月中
活動周知の方法 ※該当するものに ○		・チラシ、 <u>たより</u> 等の配布 ・ <u>回覧</u> ・ポスター ・ホームページ ・広報さんじょう ・コミュニティ FM ・マスコミ ・その他( )		



団体名 地域たすけあいサロン

## ◆収入

項目	金額（円）	内訳
歳末たすけあい地域・ボランティア活動 助成金 ※障がい者施設 基本額 30,000 円＋ 実利用者数（ 名）×1,000 円	80,000	No.1の事業 30,000 円 No.2の事業 30,000 円 No.3の事業 20,000 円
No.1 食材料費として1人200円×50人	10,000	
No.2 サロン活動に対する自治会助成金	5,000	
合計額	95,000	

## ◆支出

No.	活動名	金額（円）	内訳	金額（円）
1	年越しそば会食会	40,000	・会場費	1,500
			・そば材料費	33,500
			・飲み物代	5,000
2	サロン参加のきっかけづくりの新年を祝う昼食会	35,000	・会場費	1,500
			・食推・余興謝礼	15,000
			・食材料代	18,500
3	玄関先の除雪	20,000	・除雪機ガソリン代	5,000
			・シャベル等	3,000
			・弁当代・お茶代	12,000
合計額		95,000		
<b>その他特記事項</b> No.1について、かかった費用の内、参加者より食材料費として徴収した10,000円を差し引いた30,000円を助成金として申請する。  No.2について、かかった費用の内、自治会から通年のサロン活動へ支払われる助成金を差し引いた30,000円を助成金として申請する。				